

香川県条例第8号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～33 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">34</td> <td style="vertical-align: top;"> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第54条第1項の規定による支給認定（精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項の確認</u> <u>(2) 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項の確認</u> </td> <td style="vertical-align: top;">各市町</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">35</td> <td style="vertical-align: top;">削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">36</td> <td style="vertical-align: top;"> 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 </td> <td style="vertical-align: top;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">37～55 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事	務	市	町	1～33 略				34	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第54条第1項の規定による支給認定（精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項の確認</u> <u>(2) 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項の確認</u>	各市町		35	削除			36	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略	略		37～55 略				<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市</th> <th style="text-align: center;">町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～33 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">34及び35 削除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">36</td> <td style="vertical-align: top;"> 医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 </td> <td></td> <td style="vertical-align: top;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">37～55 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	事	務	市	町	1～33 略				34及び35 削除				36	医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略		略	37～55 略			
事	務	市	町																																										
1～33 略																																													
34	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> <u>(1) 法第54条第1項の規定による支給認定（精神通院医療に係るものに限る。(2)において同じ。)に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項の確認</u> <u>(2) 法第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定に係る所得の状況その他の負担上限月額の算定のために必要な事項の確認</u>	各市町																																											
35	削除																																												
36	医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略	略																																											
37～55 略																																													
事	務	市	町																																										
1～33 略																																													
34及び35 削除																																													
36	医療法（以下この項において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略		略																																										
37～55 略																																													

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。